

最高裁秘書第3329号

令和6年11月29日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

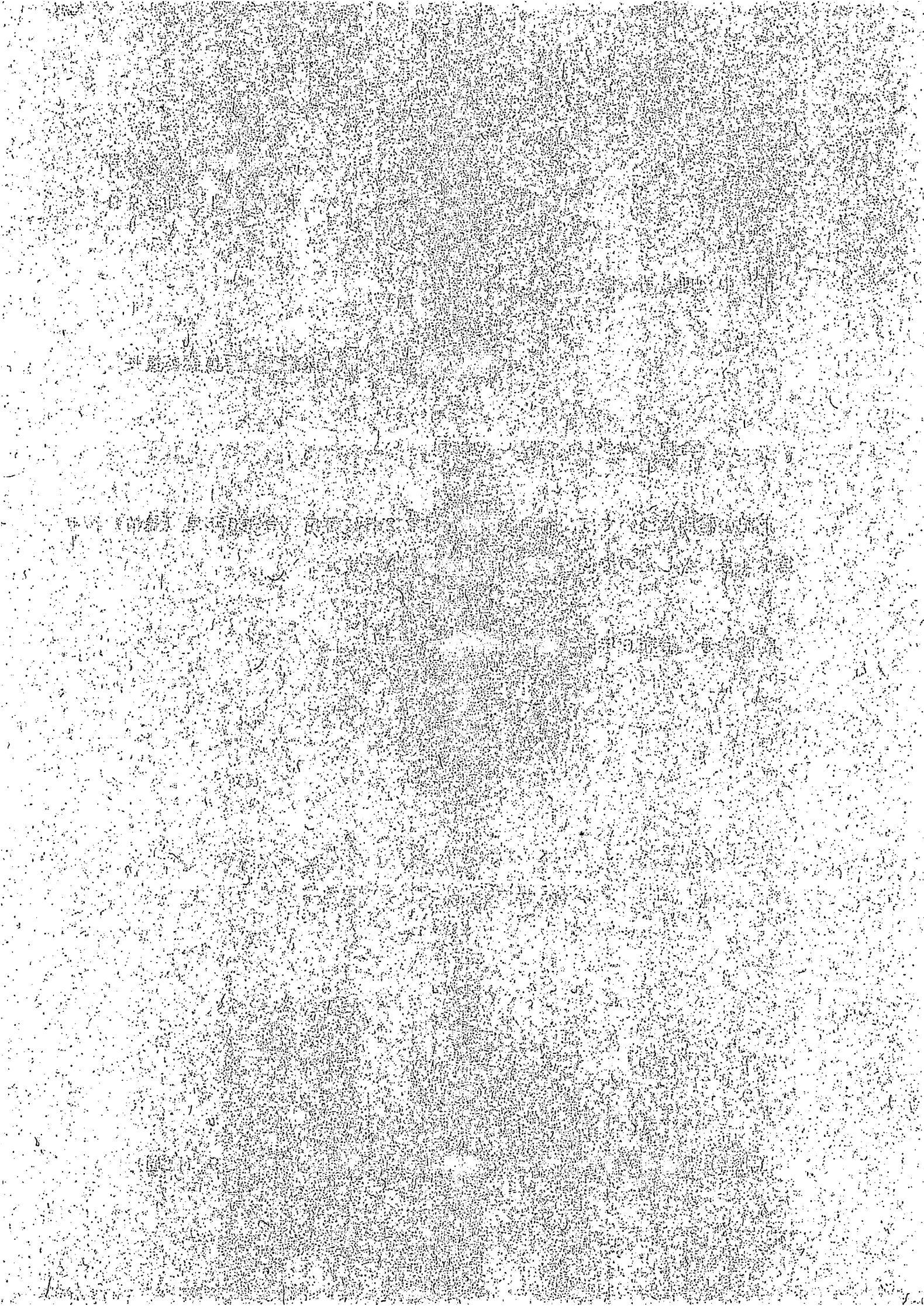
答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和6年11月22日に答申（令和6年度（最情）答申第14号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第11号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）



諮詢日：令和6年5月2日（令和6年度（最情）諮詢第11号）

答申日：令和6年11月22日（令和6年度（最情）答申第14号）

件名：特定の事件の受理報告及び終局報告の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された、東京高裁令和5年特定月日判決（自由と正義特定号特定頁参照）の対象となった事件（以下「本件事件」という。）の受理報告及び終局報告（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年3月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書が本当に廃棄済みであるかどうかが不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 最高裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「最高裁実施通達」という。）記第11の2

の(5))。

2 本件開示申出文書としては、令和2年3月13日付け行政局第一課長事務連絡「行政・国賠・労働・知財事件に関する報告について」（以下「報告事務連絡」という。）に基づき提出された本件事件に係る受理報告（訴状写しの提出）及び終局報告（判決データの提出）が考えられるが、いずれも最高裁判所の担当部署において所定の処理を行った後、保有する必要がないため短期保有文書として隨時廃棄しており、既に廃棄済みである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年5月2日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審議
- ④ 同年11月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書として、報告事務連絡に基づき提出された本件事件に係る受理報告及び終局報告の各文書（以下「本件対象文書」という。）が考えられるが、いずれも管理通達上の短期保有文書として扱っており、最高裁判所の担当部署において所定の処理を行った後、最高裁実施通達に従い隨時廃棄している旨説明している。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所の担当部署が本件対象文書を受理した後、所定の処理を行って廃棄するまでの期間は通常5週間から8週間程度であると認められた。また、同様に確認した結果によれば、本件事件の受理報告は、東京高等裁判所から令和4年3月20日頃までに提出されていると考えられ、同終局報告は同裁判所から令和5年12月20日頃までに提出されていると考えられるとのことである。これらの事実に照らすと、令和6年2月25日付け（同月28日受付）でされた本件開示申出時点において、

既に本件対象文書が廃棄済みであるとの最高裁判所事務総長の上記説明に不合理な点があるとはいえない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕